

○農林水産省告示第三百四十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第二百十条の二十三第二項、第三百三十五条第六号ロ、第三百三十六条第八項及び第九項並びに第四百一条の六第七項及び第八項の規定に基づき、平成二十一年二月二十七日農林水産省告示第二百八十七号（園芸施設基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十八日

農林水産大臣 赤松 広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課並びに島根県庁及び福岡県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示は、平成二十二年四月一日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始した園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。